

県有施設の石綿の除去等に係る施工業者の登録要領

1 目的

この要領は、県有施設の石綿の除去等の工事の実施に当たり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び建設業法（昭和24年法律第100号）並びに石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿規則」という。）を踏まえ、適正かつ安全に施工する態勢を確立するため、当該工事の施工業者の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の（1）～（6）までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）吹付け石綿等 吹付け石綿及び石綿を重量比0.1パーセントを超えて含有する吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等をいう。
- （2）除去作業（レベル1） 吹付け石綿の除去等発じん性の著しく高い作業をいう。
- （3）除去作業（レベル2） 石綿を含有する保温材、板状に張り付けられている耐火被覆材及び断熱材の除去等発じん性の高い作業をいう。
- （4）除去作業（レベル3） 除去作業（レベル2）以外の作業であって、石綿を含有する建材（成形板等）の除去等発じん性の比較的低い作業をいう。
- （5）封じ込め作業 吹付け石綿等の表面に塗膜を形成する固化剤を吹付けること又は吹付け石綿等の内部に固化剤を浸透させることにより吹付け石綿等からの発じんを防止する作業をいう。
- （6）囲い込み作業 吹付け石綿等の施工部分を石綿を含有しない建材で覆うことにより、吹付け石綿等の粉じんを室内等に飛散させないようにする作業をいう。

3 対象工事

この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、県が発注する県有施設の除去作業（レベル1）、除去作業（レベル2）、除去作業（レベル3）、封じ込め作業又は囲い込み作業を行う工事（建築物等の解体、改修等に係る工事のうち、それらの作業を伴うものを含む。）とする。

4 資格の登録

県は、対象工事について、次の各号の作業ごとに、当該各号に規定する要件のすべてを満たす建設業者を登録するものとする。

（1）各作業共通

- ア 石綿規則第19条に規定する石綿作業主任者の選任のため、石綿作業主任者技能講習または特定化学物質等作業主任者技能講習（平成18年3月31日以前に受講したものに限り、（以下同じ。））を修了した者を雇用していること。
- イ 作業に従事させる労働者に対して、石綿規則第27条に規定する特別の教育を行っていること。
- ウ 作業に必要な次の資機材を保有し、又はリース契約（リース期間が本登録の有効期間以上のものに限り、）により使用していること。
 - （ア）石綿規則第14条に規定する保護具等の使用のため、呼吸用保護具、保護衣
 - （イ）石綿規則第30条に規定する掃除のためのHEPAフィルター付き真空掃除機
 - （ウ）大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準の遵守のため、日本工業規格

Z4812に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置及び薬液等により湿潤化する機器（除去作業（レベル3）のみを行う者を除く。）

(2) 除去作業（レベル1）、除去作業（レベル2）、除去作業（レベル3）

ア 建設業法別表の下欄に掲げるとび・土工工事業の許可を受けていること。

イ 除去作業（レベル1）又は除去作業（レベル2）を行う者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第9項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置すること。

ウ 除去作業（レベル1）を行う者にあつては、財団法人日本建築センターの発行する吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の建設技術審査証明書（以下「技術証明書」という。）のうち除去工事に係るものを有すること。ただし、当該技術証明書を有しない県内に本社を置く者にあつては、当該技術証明書を有する者と特約店契約（それに準ずる技術支援などに関する契約を含む。）を締結していること（以下「特約店等であること」という。）、又は除去作業（レベル1）を行つた実績（労働安全衛生法第88条第4項に規定する計画の届け出（仕事の範囲が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第90条第5号の2に規定するものに限る。）を労働基準監督署長に提出した上で平成12年度以降に自らが行つた実績に限る。以下同じ。）があることをもって足りる。

(3) 封じ込め作業

ア 建設業法別表の下欄に掲げる塗装工事業の許可を受けていること。

イ 管理責任者を配置すること。

ウ 技術証明書のうち封じ込め工法に係るものを有すること。ただし、当該技術証明書を有しない県内に本社を置く者にあつては、特約店等であること、又は封じ込め作業を行つた実績があることをもって足りる。

(4) 囲い込み作業

ア 建設業法別表の下欄に掲げる内装仕上工事業の許可を受けていること。

イ 管理責任者を配置すること。

5 登録の申請

対象工事の施工を希望する建設業者は、県有施設の石綿の除去等に係る施工業者登録（変更）申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に、登録を受けようとする作業種別に応じた次の書類を添付して、県に提出しなければならない。

なお、登録の作業種別を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 添付書類

ア 施工実績調書（添付資料1）

イ 技術者等の調書（添付資料2）

(ア) 石綿作業主任者

石綿作業主任者技能講習又は特定化学物質等作業主任者技能講習終了証及び雇用関係を証明する書類の写し（以下雇用証明書という。）

(イ) 特別教育修了者

修了証又は特別教育実施記録及び雇用証明書の写し

(ウ) 管理責任者

修了証及び雇用証明書の写し

ウ 資機材の調書（添付資料3）

(ア) 呼吸用防護具、作業衣又は保護衣

種類・規格、数量、写真

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (イ) H E P Aフィルター付き真空掃除機 | 種類・規格、数量、写真 |
| (ロ) 高性能エアフィルターを付けた集じん・排気装置 | 種類・規格、数量、写真 |
| (エ) 薬液等により湿潤化する機器 (施工で使用する場合) | 種類・規格、数量、写真 |

エ 技術証明書又は特約店等であること若しくは所定の作業を行った実績があることを証する書面

- (2) 提出方法
持参又は郵送による。
- (3) 提出先
鳥取県総務部営繕課

6 審査及び登録等

(1) 審査及び登録

県は、登録申請書又は登録変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、資格要件を満たし適正かつ安全に石綿の粉じんの飛散を防止できる作業能力を有すると認める場合は、県有施設の石綿の除去等施工業者登録一覧（以下「施工業者登録一覧」という。）に登録し、インターネットホームページで公表するものとする。

(2) 審査結果の通知

県は、(1)の審査の結果について、様式第2号によりその申請者に通知する。

(3) 登録内容の変更

(1)により登録された建設業者（以下「登録業者」という。）は、提出した登録申請書及び添付資料の内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出るものとする。この場合、県は、その変更内容を確認し、登録内容の変更等を行う。

7 登録の有効期間

6の(1)の登録の有効期間は、登録日または登録更新日から5年間とする。

8 登録の取消し

県は、登録業者について、虚偽の登録申請、関係法令違反等の不正行為が発見された場合は、必要に応じて事情聴取を行い、その事実が確認された場合は、登録を取り消すものとする。

9 県工事の入札参加等

県は、対象工事を発注する際には、4の(2)のア、(3)のア又は(4)のアの許可区分に対応する工種に係る県の建設工事入札参加資格を有する登録業者の中から指名等を行うものとする。ただし、大規模な対象工事や多工種にわたる対象工事については、建設業法別表の下欄に掲げる建築工事業の許可を受けて、県の建築一式工事に係る建設工事入札参加資格を有する者の中から指名等を行う。この場合においては、当該工事を受注した者に対し、除去作業、封じ込め作業又は囲い込み作業については登録業者を活用することを義務付けるものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月2日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

【別紙】

石綿の除去等の作業別登録資格要件一覧

| 作業区分 要件等 | | 除去作業 (レベル1) | 除去作業 (レベル2) | 除去作業 (レベル3) | 封じ込め作 業 | 囲い込み作 業 |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|------------|------------|
| | | | | | | |
| 建設業法の許可 | とび・土工 工事業 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 内装仕上 工事業 | | | | | ○ |
| | 塗装工事業 | | | | ○ | |
| | 建築工事業 (大規模で多工 種に渡る工事) | (○) | (○) | (○) | (○) | (○) |
| 石綿作業主任者又は 特定化学物質 等作業主任者 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特別の教育 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 特別管理産業廃 棄物管理責任者 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 保護具・作業衣等 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 真空掃除機 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 集じん・排気装置 薬液等により湿潤化す る機器 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 技術審査証明書 ・施工実績等 | | ○ | | | ○ | |

注) 建設業の許可欄の建築工事業については、大規模で多工種にわたる工事が該当

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 名称
代表者 印

県有施設の石綿の除去等に係る施工業者登録（変更）申請書

県有施設の石綿の除去等に係る施工業者として登録（変更）を受けたいので、県有施設の石綿の除去等に係る施工業者の登録要領(平成17年10月7日付第200500070151号鳥取県総務部長通知)の5の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 登録者
住 所
名 称
代 表 者
- 2 建設業許可 業種：.....(番号.....)
.....
(建設業許可通知書の写しを添付すること)
- 3 実施する作業 [
 - ・ 除去作業 (・ レベル1 ・ レベル2 ・ レベル3)
 - ・ 封じ込め作業
 - ・ 囲い込み作業
- 4 施工実績 ・ 有 (添付資料1) ・ 無
- 5 有資格者 (添付資料2)
 - (1) 石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者 (修了証及び雇用証明の写しを添付)
 - (2) 特別教育受講者 (修了証又は特別教育実施記録及び雇用証明の写しを添付)
 - (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者 (修了証及び雇用証明の写しを添付)
- 6 所有資機材の一覧 (添付資料3)
- 7 石綿の処分方法
 - (1) 処 分 方 法
 - (2) 最 終 処 分 場
 - (3) 中 間 処 理 施 設

※ 該当する項目を○で表示するとともに必要事項を記入すること。

(添付資料1)

吹付け石綿除去・封じ込め工事の施工実績調書

(申請者名：)

| 番号 | 施設名称及び除去場所 | 所在地 (市町村名まで) | 除去・封じ込めの別 | 施工面積 (㎡) | 施工年度 | 元請・下請の別 | 発注者 | 備考 |
|----|------------|--------------|-----------|----------|------|---------|-----|----|
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |

(注1) 安全衛生法第88条第4項に規定する計画の届け出の写しを添付のこと。

(注2) 平成12年度以降の施工実績で、最近の物件から10件まで記入のこと。(新しいものから順に記載すること。)

(添付資料2)

技術者等の調書

(申請者名：)

| 区分 | 氏名 | 年齢 | 修了証番号 | 取得年月日 | 雇用を証明する書面の名称 | 備考 |
|----|----|----|-------|-------|--------------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注1) 区分欄には次の①②③を記入とする。

①石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日以前に交付されたものに限る。)

②石綿規則第27条による特別教育の修了者

③特別管理産業廃棄物管理責任者

(注2) 申請者が特別の教育を実施した場合は、その旨及び実施年月日を備考欄に記載してください。

(注3) ①②③それぞれの修了書及び雇用証明書の写しを添付のこと。

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

様

職 氏 名 印

審 査 結 果 の 通 知 書

平成 年 月 日付けで提出された県有施設の石綿の除去等に係る施工業者登録（変更）申請書について審査した結果は下記のとおりでしたので、県有施設の石綿の除去等に係る施工業者の登録要領(平成17年 月 日付第200500070151号鳥取県総務部長通知)の6の規定により通知します。

記

県有施設の石綿の除去等に係る施工業者として登録（変更）しました。

登録した作業の種別

除去作業（レベル1、2、3）
封じ込め作業
囲い込み作業

県有施設の石綿の除去等に係る施工業者として登録できませんでした。
(理由)